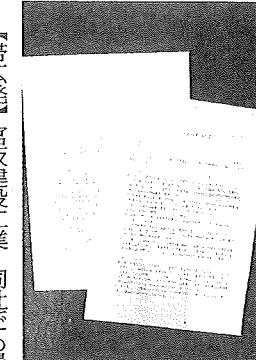


暴力団等排除条項を適用

下請対象に宮坂建設工業

契約解除事由の6類型制定



【帯広発】宮坂建設工業
(帯広、宮坂寿文社長)
は十一月一日から、発注者が
暴力団などの反社会的勢力
との関係遮断を目指して、
下請け人などと契約する
「工事請負基本契約書」と
「覚書」(写真)に暴力団
等排除条項を導入し、適用
している。「反社会的勢力が
経営に実質的に関与してい
る」と認められるときなど、
解除事由の六類型を制
定。下請け人や、下請け人
の再下請け人などその全て
を対象に解除事由に該当し
た場合、無催告で下請け契
約を解除する。

道では二十三年四月一日
の施行を目指し、「北海道
暴力団の排除の推進に関する
条例」を二十二年第四回

定期会議上程す
るなど、近年、
国や道で反社会
勢力排除に向け
た動きが加速し
ている。
これを受け、
同社でも暴力団などの反社
会勢力との関係遮断の取組
を強化。十一月一日から下
請け人などと契約する「工
事請負基本契約書」と、「覚
書」に暴力団等排除条項を

導入し、適用した。
暴力団排除条項は、①「下
請け人 下請け人の再下請
け人、代表者、責任者、実
質的に経営権を有する者」
など下請けの全てを対象と
する。②「暴力団、暴力団
員、暴力団準構成員、暴力
団関係企業、総会屋、その
他の反社会勢力に属すると
認められたとき」「反社会
的勢力が実質的に経営に関
与していると認められる
とき」など解除事由となる六
類型を制定。③六類型に該
当した場合、何らの催告を
せずに、契約を解除できる
「一」という三つの柱から構成

している。
同社の高道伸常務取締役
は「わが社は十八年にコン
プライアンス経営宣言を
行っており、暴力団などの
反社会的勢力との関係遮断

の取組は、社会的な要請で
あるばかりではなく、企業
としてのコンプライアンス
そのものと認識している」と
話していた。

北海道建設新聞 2010年(平成22年)12月16日(木曜日)

暴力追放の 条項を導入

宮坂建設工業が
下請基本契約書に

【帯広】宮坂建設工業
(本社・帯広、宮坂寿文
社長)は、請負工事に関
し、暴力団など反社会的
勢力との関係を遮断する
取り組み強化の一環とし
て、工事下請基本契約書
に暴力団等排除条項を導
入した。

道議会で暴力追放に關
する条例の2011年4
月施行を予定しているこ
となどを踏まえ、11月1
日から実施している。

契約解除条項を規定
し、下請けに対して反社
会勢力ではないことの申
請を求める。反社会勢力
に属する場合や経営に実
質的に関与すると認めら
れた場合は、催告なしで
契約解除するとした。

また、下請けが反社会
勢力から不当な介入を受
けた場合は、断固これ
を拒否し、元請けへの報告
義務を規定した。
すでに294社の1次
協力業者と契約を結んだ。
2次、3次とも同様の契
約締結を要請している。